

「奈良県暴力団排除条例」が制定されました。

平成23年3月18日公布

平成23年7月1日施行



「奈良県暴力団排除条例」の概要

条例制定の目的

この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進して県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

条例の基本理念、県の責務等

【基本理念】

暴力団の排除は、県民等(県民及び事業者をいいます。以下同じ。)が「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団と交際しない」ことを基本として、県、市町村、県民等及び関係団体(奈良県暴力団追放県民センターやその他の暴力団の排除を目的とする団体をいいます。以下同じ。)が一体となって推進するものとします。

【県の責務】

- 1 県は、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、市町村、県民等及び関係団体と連携を図りながら実施するものとします。
- 2 警察は、県民等及び関係団体が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に努めます。

【県民等の責務】

- 1 県民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 事業者は、その行う事業により、暴力団に利益を与えることとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。
- 3 県民等は、暴力団の排除に役立つと認められる情報を知ったときは、県に提供するよう努めるものとします。

暴力団の排除に関する基本的施策

【県の事務及び事業における措置】

県は、公共工事その他の県の事務又は事業から、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を排除するために必要な措置を講じるものとします。

【県の公の施設の使用における措置】

知事等は、県が設置した公の施設の使用が暴力団に利益を与えることとなる場合は、使用の承認をしないことができるものとします。

【警察による保護措置】

警察は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他必要な保護措置を講じるものとします。

【県民等に対する支援】

県は、県民等及び関係団体が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、情報の提供、助言、指導などの支援を行うものとします。

【広報及び啓発】

県は、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとします。

【市町村への協力】

県は、暴力団の排除のための施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的助言などの必要な協力を行うものとします。

青少年の健全な育成を図るための措置

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

学校、図書館、世界文化遺産を構成する施設、重要文化財等の施設から200メートルの区域内において、暴力団事務所を新規に開設及び運営することが禁止され、違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

【青少年に対する指導等】

県は、中学校、高等学校等において、青少年が暴力団に加入し、又は、暴力団犯罪に巻き込まれないようにするための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとします。

暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

【利益の供与の禁止】

事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。以下同じ。)又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の威力を利用する目的又は利用したことに関し、金品を渡すなどの利益の供与をすること、及び暴力団の活動又は運営に協力する目的で相当の対償のない利益の供与をすることが禁止されます。

【契約時における措置】

- 1 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に協力することとなる疑いがあると認められるときは、相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとします。
- 2 当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に協力することになると判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとします。

暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

【利益の供与を受けることの禁止等】

暴力団員等は、情を知って事業者から利益の供与を受けること、又は事業者に暴力団員等が指定した者に対して利益の供与をさせることが禁止されます。

不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

【不動産の譲渡等をしようとする者の責務】

- 1 不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」といいます。)をしようとする者は、譲渡等の契約締結前に暴力団事務所として利用しないことを確認するよう努めるものとし、契約書に暴力団事務所として利用しないこと及び暴力団事務所としての利用が判明したときは、無催告で契約を解除する旨を定めるよう努めるものとし、違反が判明した場合は、契約の解除又は不動産の買戻しをするよう努めるものとします。
- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所として利用されることを知って、当該譲渡等の契約をすることが禁止されます。

【不動産の譲渡等の代理等をする者の責務】

- 1 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、譲渡等しようとする者に対し、前記の責務の遵守に関し、助言その他の措置を講じなければならないものとします。
- 2 何人も、他人が譲渡しようとしている不動産が暴力団事務所として利用されることを知って、譲渡等の契約の代理又は媒介をすることが禁止されます。

【建築工事の請負をしようとする者の責務】

- 1 建築工事の請負をしようとする者は、請負の契約締結前に暴力団事務所として利用しないことを確認するよう努めるものとし、契約書に暴力団事務所として利用しないこと及び暴力団事務所としての利用が判明したときは、無催告で契約を解除する旨を定めるよう努めるものとし、違反が判明した場合は、契約を解除するよう努めるものとします。
- 2 何人も、自己が請負をしようとしている物件が暴力団事務所として利用されることとなることを知って、請負契約(この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所に係る修繕工事は除きます。)を締結することが禁止されます。

義務違反者に対する措置等

【調査・勧告・公表】

- 1 公安委員会は、
 - (1) 暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して利益の供与をした事業者
 - (2) 事業者から利益の供与を受けた暴力団員等
 - (3) 暴力団事務所として利用されることを知って、
 - ア 不動産の譲渡等の契約をした者
 - イ 不動産の譲渡等の契約の代理又は媒介をした者
 - ウ 建築工事の請負の契約をした者に対し、違反事実を明らかにするために必要な調査を行うことができます。
- 2 違反事実が判明した場合は、公安委員会が是正勧告をすることができ、勧告に従わない場合等は、その事実を公表することができます。

罰則

- 1 暴力団事務所の開設、運営の禁止に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、暴力団事務所の開設、運営の禁止に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑が科せられます。